

金融機関と提携した地域貢献

企業の社会的責任の中で、納税ということは大きな一つの項目で、企業が黒字でなければ所得に対する税金は発生しません。中小企業が健全に事業活動に取り組み、黒字決算を実現し、納税義務を果たすことは地域貢献につながります。

金融機関では「金融検査マニュアル」や「監督指針」においてこれについて明記しています。

下記は、平成23年5月に改正された「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」となります。

- (1) 地域経済の活性化や健全な発展のためには、地域の中小企業等が事業拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、地域金融機関を含めた地域の関係者が連携・協力しながら中小企業等の経営能力を積極的に支援していくことが重要である。
- (2) 地域金融機関は、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」「地域の面的再生への積極的な参画」「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の取り組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進する。
- (3) 経営陣が主導性を十分に発揮して、本部による営業店支援、外部専門家や外部機関等との連携、職員のモチベーション（動機づけ）の向上に資する評価、専門的な人材の育成やノウハウの蓄積といった推進態勢の整備・充実を図っていくことが重要である。

上記の指針は金融庁が地域金融機関に求めているものです。企業、金融機関及び会計事務所は連携し地域経済の活性化のために貢献できる部分を考え、行動を起こすことが必要です。